

議 長 受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。受付番号第4号、質問議員、第10番 南雲まさ子。件名、認知症対策と防災・減災対策について。

要旨。(1) 2024年1月1日、認知症の方が尊厳を保持しながら、希望を持って暮らせるよう、国と自治体が連携施策に取り組むことを規定した認知症基本法が施行されました。そこで、相手に大切に思っている気持ちを伝える介護の技法のユマニチュードを推進していくお考えはありますか。

(2) 東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に、2014年4月に地区防災計画が導入され10年が経過しました。地域の特性に応じて地区の活動について、柔軟に規定でき、災害発生時には自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担う地区防災計画が必要となります。そこで、本町の地区防災計画の策定状況と取組についてお伺いします。お願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

ユマニチュードの推進については、御提案でいただきましたが、結論から申し上げますと推進するようにいたします。

さて、それですと、ユマニチュードとは、人間らしさを取り戻すことを意味するフランス語で、フランス発祥の認知症のケア技法のことです。人間らしさと優しさに基づいた認知症ケアを表現する言葉として、日本でも注目を集め、2014年頃から普及啓発活動が始まり、広がりを見せています。また、ユマニチュードという技法は、ケアする人が様々なアプローチの中で、あなたが大切と相手に伝え続け、相手を尊重し、寄り添うことでケアされる人も尊重されることを感じるため、ケアを受入れやすくなることが知られております。

例えば、認知症の方が暴力的になったり、介護を敵視するのは、心の中に大きな不安を抱いているからと言われております。相手の目をしっかり見てケアしたり、優しい声かけをすることで、認知症の人の不安感を和らげ、暴力や暴言を減らすことができ、認知症初期・中期の時期では周辺症状を抑える効果が

あるとも言われております。

ユマニチュード技法によるケアの推進における具体策でございますが、現在、家庭で介護を行っている方を対象とした場合、当町において当該技法を推進するため、まずは家族、介護教室や出前型介護予防室などを通じて紹介し、介護者のケアの選択肢の一つとして広く周知するとともに、研修についても周知状況に応じて対応してまいります。

また、町では認知症の方を含めた町民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、お互いに個性と人格を尊重し、支え合いながら、希望と優しさを持って生まれ育った松田町で共に暮らすことができる共生社会の実現に向け、真心をもって推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目にお答えをさせていただきます。地区防災計画は、東日本大震災の行政機関のそのものが機能を損失し、公助が機能しなかった教訓を受け、平成26年に国が地域の共助の計画である地区防災計画制度を創設いたしました。公助の計画である町の地域防災計画は、国の災害対策基本法に基づき定められた内容について、昭和38年より改定し、必要に応じて改定していますが、地区防災計画は地域コミュニティーである自主防災組織などが策定し、その内容を町が認証をすることで、地域防災計画の一部として規定するものでございます。

その地区防災計画の内容は、地区内の居住者の総合支援、一時避難所への誘導など、住民がお互いに支援し合う共助の活動内容など必要なものを自由に記載できるのが特徴でございます。

町では、令和2年度より地区防災計画の位置づけや内容を各自治会へ説明してまいりましたが、自主防災会からマニュアル化してほしいという要望があり、令和3年6月に地区防災計画策定マニュアルを策定し、自主防災会へ地域防災計画の内容について周知いたしました。

令和6年3月には、より計画を簡単に策定できるよう、地区防災計画策定マニュアル簡易版を策定し、周知しているところでもございます。

現在までの状況を申しますと、地区防災計画を策定されている自主防災会は5団体、策定途中が3団体、これから策定予定と伺っているのが6団体となっ

ておりますので、残り12団体につきましては、既に策定されている団体を参考に  
にするなど、町でも支援してまいりたいと考えております。

地区防災計画は、災害対策基本法に地区住民等は協働して市町村防災会議に  
対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができ  
るものであって、必ず必要な計画ではなく、作成義務もありませんが、その計  
画策定を通じて地域の防災意識の向上につながるとともに、地区内の経験や知識  
をデータ化、次世代へつなげる効果があります。また、平時に防災マップ、避  
難路の確認、要配慮の保護、安否確認の要領など、被害を軽減させる減災の効  
果も高く、災害時の現場の動きを具体的に整理させることで、住民等が助かる  
仕組みの実効性が高まるものと考えております。

今後も令和6年度から実施している防災リーダーの育成を通じ、地区防災計  
画の策定要領を理解していただくなど、引き続き自主防災会への計画策定の普  
及と支援を継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

10番 南 雲 再質問に移らせていただきたいと思います。その前に、今月の「広報まつ  
だ」の町長のコラム「まつだるま」に8月9日、松田町で発生した震度5弱の  
地震の職員の方の対応の様子が寄稿されていて、頼りになる公助とたたえられ  
ていました。先日の台風でも職員の方の町民の命と財産を守るための対応に大  
変感謝いたします。ありがとうございます。

1項目めの再質問をさせていただきます。9月はと認知症を知る月間です。  
国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認  
知症高齢者数が約584万人、軽度認知障害すなわちMC I 高齢者数が約612万人  
に上ることが推計されていて、高齢化が進む本町にとって、認知症対策の取組  
は大きな課題です。

特に町は認知症の方や、その家族等にとって身近な行政機関であるとともに、  
認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っています。認知症の人  
が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができることを目的として、今  
年1月、認知症基本法が施行されました。その中に、市町村の責務として、認  
知症の方や御家族等の意見を聞き、認知症施策推進計画を策定することが努力

義務となっています。

そこで、本町の認知症施策推進計画の策定の対応についてのお考えを伺います。

福祉課長 ありがとうございます。御質問にお答えいたします。今後策定されます国や  
ですね、神奈川県計画をですね、基づきまして、整合性も含めた中でですね、  
十分検討してまいりたいと思います。また、策定する際にはですね、先ほど南  
雲議員もおっしゃられたように、認知症の方のですね、御家族とか御本人の意  
見を十分踏まえ、反映した中でですね、計画を策定していきたいと思っておりますので、その際には十分意見を反映したのを作りたいと考えております。

10番南雲 よろしくお願ひいたします。認知症基本法の基本的施策に、認知症予防等と  
して、早期発見・早期診断及び早期対応の推進のための施策が挙げられていま  
す。松田町第6次総合計画後期まちづくりアクションプログラムの認知症高齢  
者支援対策の取組として、認知症初期集中支援の体制整備と推進とあります。  
そこで、支援の推進としてどのように取り組まれてきたか、また取り組まれて  
いくのか伺います。

福祉課長 御質問にお答えいたします。これまでですね、地域のほうから頂いた情報をも  
とにですね、アセスメントを行いですね、御本人に…御本人や御家族の御意  
見を伺いながらですね、適切な医療や介護サービスにつなげてまいりました。  
また、御家族のですね、負担を減らすための初期支援という形で取り組んでま  
いりました。また、身体…ケア、また生活環境の改善についてもですね、支援  
をしてまいりました。今後につきましてもですね、同様の支援は行いつつで  
ね、御本人であったりとか御家族がこのまま自立した生活を送れるようですね、  
町としても適切な支援を進めていきたいと考えております。

10番南雲 また、初期の対策として、本町では認知症初期支援チームの取組を神奈川県  
の中でも先進的に行われてきました。本町の認知症初期集中支援チームの取組  
がここ5年間で何件あったか、取組がどのように行われてきたか、また今後ど  
のように取り組まれるのか伺います。

福祉課長 お答えいたします。まず最初に、活動の件数でございます。過去5年という

ことで、令和元年から令和5年までの間ということで、27ケースございました。令和5年度につきましては、件数というのはございません。また、今後の対応ということでございますけれども、先ほどの取組にもお話ししましたとおり、やはり御本人の状態に適した介護サービスの導入であったりとか、医療の導入というのは大変必要なものであると考えます。また、当然御家族に対してもですね、負担にならないような支援をですね、町でもやっていきたいと考えておりますので、それを引き続き取り組んでいきたいと思っております。

10番 南 雲 国の2040年の推計では、認知症高齢者より軽度認知障害、すなわちMC I 高齢者が上回っていて、初期の段階の対応が重要となります。御家族が初期の段階で気がついて、どこに相談していいかわからず、認知症の症状が進んでしまってから相談されるケースが多いと言われております。

そこで、町民に認知症初期集中支援チームの取組や早期発見の重要性を伝えていくことが大事だと思います。MC I 段階での取組は、コスト面からも取り組むべき理由があり、実証事業として取組を実施した自治体では、MC I 段階で取組を進めたほうが将来かかるコストが下げられたとあります。横浜市立大学保健管理センターセンター長教授の小田原俊成氏は、認知症原因疾患として一番多いのがアルツハイマー型認知症で、ゆっくり進行するため、MC I の時期があり、早期発見・治療が可能で、治療薬を使用できると言われております。このような周知が重要だと思いますが、お考えを伺います。

福祉課長 御質問にお答えいたします。先ほどお話ありました軽度認知症障害につきましてですけれども、早期発見・早期治療によりですね、認知症の移行をですね、予防したり遅延したりするということで話は伺っております。また、それがですね、医療費の削減につながるということは非常に大切なことであると考えております。

また、今後ですね、介護を利用する方というのが増えてきて、また介護者の不足というのが今後出てくると考えられます。特に2025年度におかれましては、約245万人のですね、介護に携わる方がいないという状況も国の調査で出ております。そして、そのため、やはりMC I の早期発見・早期治療につきまして

は、認知症を抑えることができるものであり、そうすることで介護者の負担です。ね、負担も減らすこともできますし、その介護者の人材不足の解消にも期待できると思いますので、こちらについては有効な方法だと考えております。

10番 南 雲 初期の対応、よろしく願いいたします。認知症基本法では、認知症の人も家族も安全に、安心して暮らせる地域の構築への取組が挙げられています。そのための効果的な取組の一つとして、ユマニチュードのケア技法があります。ユマニチュードは、単に介護するのではなく、人間らしさを尊重することを重視しています。手法としては、見る、話す、触れる、立つことの4つを柱に、その人らしさを取り戻す優しい認知症ケアとして注目されています。

この見るという点で言いますと、介護される方に視線を合わせて話すことを重視します。基本は、水平な高さで、近い距離で、長い時間、相手を見るのですが、見方にも3つのポイントがあります。1つ目は、同じ視線で見ること、相手を平等な存在として見ていると伝えます。2つ目は、近くから見ることで優しさや親密さを伝えます。3つ目は、正面から見ることで正直さ、信頼感を伝えます。話すという点では、低めのトーンで、穏やかに、ゆっくりと、抑揚をつけ、前向きな言葉で話します。触れるという点では、つかまず、下から支えて、触れている面積をできるだけ広くします。立つという点では、1日に合計20分間立つことができれば、寝た切りの予防になります。

このような点を意識することで、認知症の方と良好な関係を構築することができるとされています。ユマニチュードを推進していき、周知状況に応じて研修を対応すると、前向きな御答弁を頂きました。推進するに当たって、次のようなツールがあります。NHK厚生文化事業団でDVD3巻セットを無料貸出しされています。第1巻はユマニチュードを初めて学ぶ人の入門編、第2巻は家庭でユマニチュードを実践してみたいという人のために、第3巻は地域の介護力を上げるためにユマニチュードの普及に乗り出した福岡市の取組や自宅での介護に取り入れている家族の実践の紹介の3巻です。町民の方にユマニチュードの周知のためにDVD3巻セットを活用し、視聴していただけたらと思いますが、お考えを伺います。

福祉課長 ありがとうございます。御質問にお答えいたします。福祉課としてまず最初にですね、認知症のサポーターの研修やですね、認知症カフェのほうでボランティアで働いている方がいらっしゃいます。そういう方ですね、まず新しい一つの技法ということで、一つケアの方法ということでですね、こちらの技法をですね、お伝え、御周知させていただいて、これを、ここからですね、広げていければというふうに考えておりますので、まずはそこからスタートしていきたいと考えております。

10番南雲 今、ボランティアで活動されている方ということで御答弁頂きましたが、例えば防災講座などの他の部局と連携し、横展開をして行うお考えとかはございますでしょうか。

福祉課長 御質問にお答えいたします。他課との連携ということですが、先ほど防災という話もありました。こちらにつきましては、ちょっと担当のほうとですね、連携を…相談させていただいてですね、どういった形でできるか、検討してまいりたいと思います。何かしらの方法でできればということで考えております。

10番南雲 ぜひよろしく願いいたします。やはりいろいろなことを、いろんな横展開をしていただくと、いろいろ機会が増えると思いますので、お願いいたします。

私もユマニチュードの動画を視聴しましたが、魔法の技法と言われていますが、そのとおりだと思いました。動画の内容を紹介させていただきます。御答弁にもありましたが、介護している方が一生懸命にケアしても、認知症の方が暴力的になったり、介護者が暴言を受けたりすることがあります。実際、口腔ケアを嫌がり、声を荒らげていた90代の男性に対して、看護師の方がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず、大きく口を開けて口腔ケアを受け入れ、笑顔まで見せていました。これを実現するのに必要な時間は、たったの数秒でした。福岡市では、2016年度、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、2018年度には市はまちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、

ユマニチュードの市民講座など本格的に展開しました。対象は、家族介護者や小・中学校の児童・生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。講座を受けた市民からは、もっと早く知っていればよかった。今後は介護をする人たちに私たちが伝えたいとの声を受け、福岡市では今年4月からユマニチュード推進部を新たに設置されました。

ここで、小・中学校の児童・生徒対象の講座が開催されたとありました。児童・生徒がユマニチュードの技法を学ぶことで、御家庭の認知症の方への接し方も変わり、お友達の接し方にも有効だと言われています。本町でも小・中学校で児童・生徒にユマニチュードの講座を開催していったらと思いますが、お考えを伺います。

教 育 課 長 ユマニチュードを学校の中で講座等、授業等ですね、取り入れたらどうかという御質問かと思えます。ユマニチュードの理念を4つの柱と5つのステップというものを経て、良好な人間関係を構築していくものであるというふうに理解をしております。コミュニケーション能力などの向上にも役立つものと捉えておりますので、また相手を敬うであるとか、尊厳とか、権利とか、そういったものの考え方にもつながる、学校教育で育まれるべき能力と共通するものであるというふうにも考えております。現在、例えば中学校の総合的な学習の時間の中で、車椅子体験であるとか妊婦体験などの実践的な学びである社会福祉体験と言われるものがございます。そういったものを通じて、現在のところユマニチュードと同様の学びが得られているというふうにも考えておりますが、さらにそのツールとして、DVD等があるということでもございましたので、そこら辺は福祉課と連携をして、今後考えていく必要があるのかなと思えます。現段階においては、学校においては全ての教育課程を通じて、ユマニチュードと同様の理念というものを児童・生徒に伝えていく必要があるというふうに捉えて、取り組んでいくというふうに捉えております。以上でございます。

10番 南 雲 既にその理念というものが一致しているということで、DVDとかを活用されるということで御答弁頂きました。ありがとうございます。町民の多くの方にユマニチュードの技法が伝わることを要望して、次の2項目めの再質問に移



らせていただきます。

町屋にお住まいの方から、台風で川音川が増水して避難するとき、避難場所が松田中学校になっているけど、危険で文久橋が渡れない。どうしたらいいのかとの相談を受けたことがありました。また、以前、町民の方に防災アンケートをとらせていただいたことがありましたが、多くの方が避難所と広域避難場所の違いが理解されていませんでした。2018年7月に起きた西日本豪雨で甚大な被害が出た倉敷市真備町では、浸水地域が市が作成した洪水土砂災害ハザードマップの規定とほぼ重なっていました。改めてハザードマップの重要性が認識され、一般質問で本町のハザードマップの説明会を提案させていただきました。町では町立体育館で町全体のハザードマップの説明会を開催しましたが、多くの参加者はありませんでした。地域で異なる避難方法の周知の重要性を感じます。

町では、令和2年度より地区防災計画の位置づけや内容を各自主防災会へ説明し、自主防災会からマニュアル化してほしい要望があり、令和3年6月に地区防災計画作成マニュアルを策定し、自主防災会へ地域防災計画の内容について周知され、令和6年3月にはより計画を簡単に作成できるように、地区防災計画作成マニュアル簡易版を策定し、周知してこられ、力を入れて取り組んでこられています。

松田町第6次総合計画の後期まちづくりアクションプログラムに、現状として自主防災会については地区防災計画を作成中です。町は地区防災計画の作成を支援しております。この支援というのは、実際に地区防災計画作成マニュアルの簡易版や、既に策定されている団体を参考に支援すると御答弁にありましたが、具体的にはどのような支援が行われているのか伺います。

安全防災担当室長

質問にお答えします。基本的に今の発言とかぶると思うんですけども、まず作成マニュアルを作ることが支援で一番大切かなと最初思ったことです。なかなかマニュアルっていろんな種類があって、なかなかいいものを作れないんですけども、その中で、途中でありましたもっと簡単にして作りやすくというところ、この6年の3月に作ったんですけども、やっぱりいかに

まず作りやすくする。そのためにそういったものをほかの自治体等から話を聞いて作っていくというのが一つ大きな支援になるのかなと思っています。

あと、本年度からの自主防災リーダーの育成というのを実施、また開始しているんですけども、その中で最終的には地区防災計画の作成というのをやっていただくかなと考えています。それは今年度それをやらせようという話ではないんですけども、来年度、長期的な計画をもってその作成する人及び講師の方も来ていただいているんですけども、そういったところで今後、地区防災計画というものの啓蒙のところと、具体的な作成、こういったところを進めていきたいと考えています。以上です。

10番 南 雲 これからの計画もあるということで伺いました。現在まで、地区防災計画が作成された自主防災会は26団体中5団体で、策定中、策定予定が9団体、12団体が策定されていないとの御答弁でした。地区防災計画が策定できていない自主防災会においては、どのような原因があると認識しているのか伺います。

安全防災担当室長 原因といたしまして、まず1つは、必要性を感じてないというのがあると思います。もう一つは、物理的な問題、この2つを考えています。必要性というのは、まず今までなかったものを何で作らねばならないというのが1つあるし、本来計画って、やっぱり町とか行政がやってきたものですから、そこを自主防災会で作るのかというのもあると思います。また、じゃあその地区防災計画を作らなければならないほどの災害が来るのか。こういったのもあると思います。こういった本当に作る必要性があるのかなのかというのは、正直あるところかなと思っています。

もう一つの物理的な問題というのは、じゃあその自主防災会にそういったものを作れるような人材がいるのか。やはり計画というものを作るというのは、多少技術的な面もいるだろうし、手で書けばいいよと簡単には言いますが、それを分かりやすく、かつ多く配分するところを考えると、物理的な教官あるいは講師というのが必要なのかな。また、費用というのも多分かかると思う。それを作って、その地区内に配分するというのは、やはり費用的な問題がかかってくる。そしてまた時間が、そんな時間が取れるのか。そうすると、やっぱ

り今、リーダー教育の中でやろうとしていますけれども、なるべくその日に教育をして、時間を確保する。こういったような問題点から、なかなか簡単には進まない。このように考えています。以上です。

10番 南 雲 やはり災害が、そんな災害が起きてくるのかというのは、目先のスーパーがないとか、そういうことには町民の方はすぐ問題提起されますけれども、やはり災害というのはちょっとすぐ忘れさせられちゃうというのが、やはり問題かなというふうにも感じますし、費用がかかるという面では、また御検討していただきたいとも思いますし、必要性がね、今までなかったからということは、やはり防災リーダーの育成のときにしっかりお伝えしていただけたらと思います。

御答弁にありましたように、地区防災計画は自主防災組織等が策定し、町が認証し、地区防災計画の一部として規定されます。全国で地区防災計画のうち地域防災計画に規定されたのは2023年4月時点で43都道府県、216市町村の2,428地区でした。2022年度の1年間では、新たに367地区が増えました。注目したいのは、計画策定のきっかけで、新たに増えた367地区のうち居住者が自発的に作成を始めたケースが25.8%だったのに対し、行政の働きかけが契機になったのは67.3%もあったことです。内閣府は、計画策定地区のさらなる増加には行政による後押しが重要だとされていて、私がかつて防災の講習を受けたときの東大の教授の講師の方も、行政の後押しがとても大事になるとおっしゃっていました。

地区防災計画の作成は大変な作業ですが、町民の命を守るために非常に大事なことで、作成を進めなくてはならないと思います。既に策定されている団体を参考に、共有できる部分を例として分かりやすくするなどして、地区防災計画作成マニュアル簡易版に手を加え、より具体的に策定しやすくしていくお考えというのはございませんでしょうか。

安全防災担当室長 質問にお答えします。もともと最初のマニュアルを作った中でも、中に書いてあるんですけども、ワーキンググループをつくって職員が入っていきますと書いております。もともと、じゃあ全部、それぞれの地区で作りなさいと言

っている計画ではありません。そもそもが。やはり町で統制する大きな例えば一時避難所と、それぞれの地区で設定する小さな一時避難場所、そういったものをつなぐ関係もありますから、作成の段階で行政のほうと調整をしながら作るというのは、この計画の根底にある部分です。したがって、行政がきっかけになって作ったと、町が自発的に作って、行政が主導したほうが進んだと言いますが、基本的には皆、行政が入っているとは思いますが。その中で、どのくらいこの支援の度があるかという違いはあると思うんですけども、あくまでそのボトムアップの計画が地区防災計画ですとうたっている部分はあるんですけども、あくまでその地域防災計画の一角と位置づける関係上、その調整は切り離せないところで、その地区防災計画作成のときに行政のほうと一緒に作っていくというのは、今後も続けていきます。もちろん。以上です。

10番 南 雲 ありがとうございます。力強い御支援を頂けるということで、承知いたしました。

2019年に地区防災計画制度ができて10年になりますが、その間、今年の元旦の能登半島地震をはじめ、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨など多くの災害が起きましたが、地区防災計画が活用されてこのような地区で被害を最小限に食い止めることができ、力を合わせ復旧・復興に取り組みました。このように、地区防災計画が活用され、災害に役立てることを目標にしたいと思われませんが、地区防災計画を作ることに満足してしまい、住民への浸透が十分になされず、実効性が二の次になってしまうケースが多いと言われています。そのため、様々な発生の場所や発生の時間帯などを想定して、繰り返し地区防災計画を活用して防災教育や訓練を行う必要があると考えます。

能登半島地震では津波被害があった石川県珠洲市三崎町にある寺家地区では、ふだんの地域のつながりの中で、防災教育や訓練が行われていました。地震発生からすぐに住民全員が高台にある集会所へ避難することができました。それは、「何かあったら集会所」を従前から合い言葉にしていたからです。日頃から食事会やカラオケ大会といった活動を集会所で開いていて、年に1回は避難訓練を行い、住民が災害時取るべき行動を共有していたといいます。避難す

る先を行きなれた場所にしていたことが重要な点だとも言われています。

ほかにも、家屋の倒壊が相次いだ能登町の鶴川地区では、地域の祭りの運営が住民のつながりのベースになっていて、迅速な安否確認や倒壊家屋からの救出、円滑な避難所運営などに日頃の地域住民のつながりが反映されていました。

町では地域の茶の間活動や体操教室など日頃から地域でつながりのある自治会単位で行われている活動の場で、地区防災計画を活用して定期的に防災教育や訓練を行い、実効性のある地区防災計画にしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

安全防災担当室長 御意見ありがとうございます。もう一度地区防災計画の最大の特徴を申し上げますと、今あったように最初小糸川の、小糸川市の火事があったと思うんですけども、あれで死者でゼロだったというのがあります。あのときに地区防災計画で今作ったほうが良いと言われているマップがありまして、あれによって避難が迅速にできたと言われています。津波で復旧しているのも、そういうところに原因があるんです。そういったことを考えると、地区の地図の中に具体的な一時避難場所があって、避難経路が示されていて、何かあったとき、すぐこのように行く。このようにそれぞれ一人一人が動けるようにするというのは非常に大切なことかなと。今申したとおり、そのような、いわば実際の自分自身の動きになりますと、そういった小さな集会とか集まりで、それぞれやっていただければ、実効性がすごく高まるものだと考えています。以上です。

10番 南 雲 実効性のあるということで、よろしく願いいたします。自主防災会などに対しては、地域の主体性が不可欠であり、地域の共助の意識を醸成することが重要であります。熊本地震では、救助された方の8割は共助によるものでした。全国での例などを参考に、共助の意識が高められる冊子などを作成し、自治会で行われている地域の茶の間や出前講座、体操教室等の開催と併せて、防災リーダー主導で、今、防災リーダーの育成が始められたと、6年度から、御答弁がありましたので、防災リーダーの方主導で地域の共助の意識を啓発していくようなお考えがございましたでしょうか。

安全防災担当室長 お答えします。今、リーダーの育成をまたやっていますけれども、そのよう

な人がそれぞれの地区で啓蒙を図っていくと同時に、町のほうもいろんな行事とか講座で発信していく。いろんな方向から防災というのを広めて、全体としての意識を高めていくという必要があると思います。一つの部分ではなくて、たくさんの方角性から防災に関して発信していきたいと思います。以上です。

10番 南 雲 首都直下地震や南海トラフ地震のような大災害が起きたとき、国の支援や町の職員の手がすぐには行き届かないことが想定されます。小さな単位でどれだけ踏ん張れるかが大切で、そのかぎになるのが地域防災計画です。大変な事業ですが、全自主防災会で地区防災計画が策定されることを希望いたします。

最後に、町長に御見解を伺いたいと思います。地区防災計画について。よろしく願いいたします。

町 長 担当課から話があったように、地域防災計画の中に位置づけるわけなんですけれども、やはり各自治会さんたちは、それぞれにやっぱり寄地区も松田地区も、多分松田地区にあっても同じ災害じゃないというところがあるので、それぞれの自治会に昔から住んでいる大先輩の方々が昔からこういうことがあったから、こういうふうに気をつけておけとか、そういったことが必ず伝達をずっとされてきていることがあると思うんです。それがやっぱりなくなってしまうと、そういった災害って忘れた頃にやってくるみたいなのところもありますから、ぜひですね、そういった危機感を、今は大丈夫とかいうことでなくて、今後のことを考えて、歴史のバトンを引き継ぐというような感覚の中で、ぜひともですね、地域の方々に、まだ作成できてないところにも御理解をいただいて、地区防災計画をですね、丁寧に作っていく。その上での担当課も含めて、支援していくというふうに答弁していますので、我々もそういった格好では支援していきたいというふうに考えています。以上でございます。

10番 南 雲 じゃあ、以上で質問を終了させていただきます。

議 長 以上で受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を終わりにします。